平成20年2月26日

各　　位

会 社 名　株式会社トプコン
（コード　7732　東証・大証第一部）
代表者名　取締役社長　横倉　隆
問合せ先　取締役兼専務執行役員
総務・経理グループ統括
沖田　和夫
（TEL　03-3558-2536）

会 社 名　株式会社ソキア
（コード　7720　東証第一部）
代表者名　代表取締役社長　伊藤　仁
問合せ先　執行役員　本社機能担当
小林　育夫
（TEL　046-248-0068）

株式会社トプコンによる株式会社ソキアの完全子会社化について、ならびに子会社の異動が株式会社トプコンの平成20年3月期の業績に与える影響について

株式会社トプコン（以下「トプコン」といいます。）及び株式会社ソキア（以下「ソキア」といいます。）は、それぞれ、本日開催の取締役会において、トプコンがソキアを完全子会社化するための方法として、下記のとおり、ソキアによる全部取得条項付種類株式の全部の取得によることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ．トプコンによるソキアの完全子会社化について

1.　完全子会社化の経緯

トプコンは、平成19年12月11日から平成20年1月29日までの期間、ソキアの普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。その結果、トプコンは、ソキアの普通株式32,511,887株を保有するに至り、その議決権の数は32,511個となり、これ

は平成 19 年 9 月 30 日現在におけるソキアの総株主の議決権の数 34,181 個に単元未満株式（ソキアの単元未満自己株式を除きます。）に係る議決権の数 472 個を加算した 34,653 個の約 93.82％に相当します。

トプコンは、本公開買付けに係る公開買付届出書や平成 19 年 12 月 10 日付のプレスリリース「株式会社ソキア株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において表明いたしましたとおり、ソキアを完全子会社化することを企図しております。

また、ソキアとしても、平成 19 年 12 月 10 日付プレスリリース「株式会社トプコンによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」において表明いたしましたとおり、トプコンがソキアの発行済普通株式の全てを取得し、ソキアを完全子会社化することを目的とする本公開買付に賛同しております。

2. 完全子会社化の方法

以上を踏まえ、トプコン及びソキアは、以下の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により、ソキアをトプコンの完全子会社とすることといたしました。

① ソキアが、株主総会の決議によって、ソキアの定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

② ソキアが、株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議によって、上記①による変更後のソキアの定款の一部を変更し、ソキアの普通株式に、ソキアが株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後のソキア普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。

③ ソキアが、会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、ソキア株主から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、各株主（ソキア自身を除きます。）に対して、取得対価として、上記の全部取得条項付種類株式とは異なる種類株式（以下「種類株式」といいます。）を交付することを決定いたします。その際に、トプコン以外の各株主に交付される種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

④ かかる端数につきましては、会社法第 234 条の規定に従って以下のとおりの処理がなされ、最終的には、各株主に対して現金が交付されることになります。ソキアは、株主に交付されることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可を得た上で、同条第 4 項に従い、ソキアが買い取ることを予定しています。この場合の種類株式の買取価格は、各株主が保有するソキア普通株式に 1 株当たり 640 円（本公開買付けにおける買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に対して交付することとなるような価格に設定する予定

ですが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、当該価格と異なることとなる場合もあり得ます。

⑤ ③のソキアの全部取得条項付種類株式の全部の取得と引換えに、ソキアが交付する種類株式の種類及び数は未定です。決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに開示いたします。なお、当該種類株式は、東京証券取引所等の金融商品取引所等に上場申請は行わない予定です。

⑥ ソキアの普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設する②の定款変更に関して、当該定款変更に反対するソキアの普通株式の株主は、ソキアに対し、その有する普通株式を公正な価格で買い取ることを請求することができ、一定の場合には裁判所に対して価格決定の申立てをすることもできる旨が会社法第116条及び第117条に規定されています。また、③の全部取得条項付種類株式の全部を取得する株主総会決議がなされた場合には、ソキアの株主は、裁判所に対して、全部取得条項付種類株式のソキアによる取得の価格の決定の申立てをすることができる旨が会社法第172条に規定されています。

3. 上場廃止

本完全子会社化手続の結果、ソキア普通株式に係る株券は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、上場廃止となる予定です。上場廃止後は、ソキア普通株式に係る株券を東京証券取引所において取引することはできません。

4. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

平成20年2月26日	完全子会社化の方法の決定
平成20年2月26日	ソキア普通株式の監理銘柄への指定
平成20年3月中旬	ソキア普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定公告（基準日は平成20年3月31日を予定しています。）
平成20年5月中旬	ソキア定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の付議議案に係る取締役会決議
平成20年6月下旬	ソキア定時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催
平成20年6月下旬	ソキア普通株式の整理銘柄への指定
平成20年7月下旬	ソキア普通株式に係る株券の上場廃止日
平成20年7月下旬又は8月上旬	全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日
平成20年7月下旬又は8月上旬	全部取得条項付種類株式の取得及び種類株式交付の効力発生日

Ⅱ．子会社の異動がトプコンの平成 20 年 3 月期の業績に与える影響について

トプコンは、平成 20 年 3 月期に関しては、平成 20 年 3 月 31 日をソキア株式のみなし取得日として同日現在のソキアの期末貸借対照表のみをトプコンに連結いたしますので、当該期間のトプコンの業績には影響はございません。

以上